

# 高石市教育委員会臨時会会議録

(平成 27 年 2 月臨時会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 27 年 2 月 15 日午後 3 時 2 分
閉 会	平成 27 年 2 月 15 日午後 3 時 10 分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	委 員 長 : 佐 野 慶 子 委員長職務代理者 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 教 育 長 : 藤 原 一 広
事務局職員	教 育 部 長 : 浅 井 淳 一 教育部理事兼次長 : 細 越 浩 嗣 教育部次長兼教育総務課長 : 上 田 庸 雄 教育総務課長代理兼総務係長 : 山 本 敬 司

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

### ・ 議案第 1 号 議会に提出する案件について

教育部長	<p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、市長が市議会に提出する案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長が議案を作成するにあたり、教育に関する議案について市長から教育委員会への意見を聴くこととなっており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、本市における条例改正の対応が必要となるため、教育委員会通則第 8 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会はこの会議の議決に基づき教育長をもって臨時代理をするために行うものである。</p> <p>内容について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」については、教育委員長と教育長が一本化された新たな教育長を置くため、教育委員長の規定を削除すること、教育長は一般職から特別職に位置づけられることから、特別職となる教育長の給与額を追加することなど関係条例を整理するものである。</p> <p>次に「高石市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例」について、地教行法の改正により、特別職となる教育長の服務について、一般職と同様の服務規定を適用するため、教育長の勤務時間、休日、休暇等を定めるとともに、教育長の職務に専念する義務の特例を規定するため本条例を制定するものである。</p> <p>施行期日については、平成 27 年 4 月 1 日からとなるが、経過措置として現行法で任命された旧教育長の任期が満了するまでの間はこの条例は適用されないこととなる。</p>
吉村委員	改正後の条例は新教育長から適用されるという認識でよいか。
教育部長	現教育長の任期中は、従前のとおりである。
採決	可決